

様式第四十三（第44条関係）

認定創業支援等事業計画の変更認定申請書

平成30年12月3日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿  
総務大臣 石田 真敏 殿

鎌ヶ谷市長 清水 聖士

平成29年5月19日付けで認定を受けた創業支援等事業計画について下記のとおり変更したので、産業競争力強化法第128条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1. 変更事項

- ・鎌ヶ谷市創業支援等事業計画の「特定創業支援事業を受けた旨の証明書」を交付する条件の明記。
- ・鎌ヶ谷市創業支援等事業計画の「創業セミナー」について、受講生の関心の高いテーマまたは時節柄にあったテーマで開催するテーマ特化コースの明記。
- ・鎌ヶ谷市創業支援等事業計画の「個別相談会」について、日本政策金融公庫の協力を受け、受講生の個別相談を受けられるように明記。
- ・鎌ヶ谷市創業支援等事業計画の計画期間の変更。

2. 変更事項の内容

別紙のとおり

**別表 1-1 (ワンストップ相談窓口) 【既存】**  
市町村が実施する創業支援等事業 (鎌ケ谷市)

創業支援等事業の目標
<p>(目標値の根拠) 創業者及び創業予定者の相談にワンストップで応じる相談窓口を新設する。 市では、平成29年度実績で年間80件の創業に関する相談を受け付けてきたところ、市が中心となり鎌ケ谷市商工会 (以下「商工会」という) と連携しながら窓口の運営を行い、地域金融機関 (以下「金融機関」という)、千葉県信用保証協会、日本政策金融公庫船橋支店、千葉県産業振興センターとの連携・協力体制のもと、相談体制の充実を図ることで、1割増加の年間相談件数88件を目標値とする。 市の中小企業資金融資制度の創業支援資金を活用した創業者の年間実績は、例年1件程度であるが、相談を実施した者へのフォローアップの強化等を図ることで、3件の創業実現を目標とする。</p> <p>(目標値) ・創業支援等対象者数 88件 ・創業者数 3件</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 内容          &lt;ワンストップ相談窓口&gt; 【既存】          ・市役所内に創業支援等のワンストップ相談窓口を設け、商工会と連携しながら運営を行い、様々な創業時の課題を解決する。ワンストップ相談窓口は、商工振興課の職員2名を市の対応要員とし、相談対応を行う。          ・窓口では、市、県、国の支援施策一覧を作成し紹介できるようにするとともに、地域で創業支援等を行っている支援機関をまとめ、紹介できるようにする (情報についてはホームページでも公開)。          ・相談者の相談内容に応じた支援を可能にするため、商工会、金融機関、千葉県信用保証協会、日本政策金融公庫船橋支店、千葉県産業振興センターが実施する創業支援等事業を紹介する等、関係機関と連携・協力して支援を行う。          ・創業支援等に関する情報をホームページで提供し、施策一覧、創業支援等機関一覧を掲載するとともに、問い合わせフォームでの相談も受け付ける。</p> <p>&lt;創業に必要な要素と各連携・協力機関が担う役割&gt;          1. ターゲットとなる市場の見つけ方          商工会、金融機関、千葉県信用保証協会、日本政策金融公庫船橋支店、千葉県産業振興センターが、市場ニーズについての情報提供や今後伸びそうな市場についてアドバイスを行う。          2. ビジネスモデルの構築の仕方          市がビジネスモデル構築に向けた創業支援セミナーを実施する。なお、相談者からの要望に応じて、商工会、金融機関、千葉県信用保証協会、日本政策金融公庫船橋支店、千葉県産業振興センターが、顧客、ニーズへの対応、採算性についてのアドバイスを実施するとともに、ビジネスモデルについて、財務、税務等のアドバイスを行いブラッシュアップする。          また、市が、コミュニティビジネス事業・ベンチャービジネス事業の起業に要する経費の一部や、市内各商店街等の空き店舗の改装費等の一部を補助することで、採算のとれるビジネスモデルの構築を支援する。          併せて、市役所内に設置する無料職業紹介所 (わーくプラザ鎌ケ谷) において、求人票の掲示や求人相談の受付を行うほか、採用時の注意点、雇用のルールなどについてアドバイスを行う。</p> 3. 売れる商品・サービスの作り方 市が、個別相談会を実施し、商品・サービスに対し、中小企業診断士等が専門的知見に

に基づき強み・弱みを分析し、アドバイスをを行う。

また、商工会が、事業者連携のためのマッチング支援を行う。

#### 4. 適正な価格の設定と効果的な販売方法

市が、個別相談会を実施し、中小企業診断士等が専門的知見に基づき販売先、ターゲット、販売方法、価格へのアドバイスをを行う。

また、商工会が、販路開拓のためのマッチング支援を行う。

#### 5. 資金調達

商工会、金融機関、日本政策金融公庫船橋支店が、資金調達へのアドバイスや金融面の支援を行うとともに、市が、制度融資や利子補給を行う。

#### 6. 事業計画書の作成

市が、個別相談会を実施し、中小企業診断士等が専門的知見に基づき事業計画の策定についてアドバイスをを行うとともに、商工会において適宜アドバイスをを行う。

さらに、金融機関、千葉県信用保証協会、日本政策金融公庫船橋支店、千葉県産業振興センターが、事業計画書のブラッシュアップを行う。

#### 7. 許認可、手続き

市が、個別相談会を実施し、中小企業診断士等が専門的知見に基づき創業手続や許認可についてのアドバイスをを行うとともに、適宜関係機関への連絡を行う。

また、商工会、千葉県産業振興センターにおいても適宜アドバイスをを行う。

#### 8. 創業後の事業展開や新分野への進出方法

市が、個別相談会を実施し、中小企業診断士等が、専門的知見に基づき、創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について、継続的なアドバイスをを行う。

また、商工会、金融機関、千葉県信用保証協会、日本政策金融公庫船橋支店、千葉県産業振興センターにおいても適宜アドバイスをを行う。

	創業に必要な要素	支援担当機関
1	ターゲットとなる市場の見つけ方	商工会、金融機関、千葉県信用保証協会、日本政策金融公庫船橋支店、千葉県産業振興センター
2	ビジネスモデルの構築の仕方	市、商工会、金融機関、千葉県信用保証協会、日本政策金融公庫船橋支店、千葉県産業振興センター
3	売れる商品・サービスの作り方	市、商工会
4	適正な価格の設定と効果的な販売方法	市、商工会
5	資金調達	市、商工会、金融機関、日本政策金融公庫船橋支店
6	事業計画書の作成	市、商工会、金融機関、千葉県信用保証協会、日本政策金融公庫船橋支店、千葉県産業振興センター
7	許認可、手続き	市、商工会、千葉県産業振興センター
8	創業後の事業展開や新分野への進出方法	市、商工会、金融機関、千葉県信用保証協会、日本政策金融公庫船橋支店、千葉県産業振興センター

#### <創業支援等機関との連携>

・市及び商工会や協力機関が支援を行った創業希望者の情報（以下「個別情報」という）については、本人の同意を得たうえで、守秘義務に配慮しながら、市が情報集約・一元化を図る。個別情報には、創業支援対象者がどのような支援を望んでおり、どのようなノウハウが不足しているか分かるようにし、適切な機関へ誘導することで創業実現まで関係機関がハンズオンで支援（伴走型支援）できるようにする。個別情報は、必要に応じて商工会や協力機関と情報共有し、連携・協力しながら創業までの課題解決にあた

る。なお、千葉県信用保証協会が実施する「創業スクール」においては、千葉県信用保証協会が特定創業支援等事業の支援状況を「支援対象者名簿」に記録し、市と創業支援等事業者が共同で管理を行う。

<特定創業支援等事業について>

- ・創業セミナー：実践コースにおいて、4回以上、経営、財務、人材育成、販路開拓についての講義（年1回、2日間程度、1日6時間程度）を1ヶ月以上受講し、4つの知識が身についたことが確認できる者を「特定創業支援等事業」を受けた者として、市が証明書を発行する。
- ・創業スクール：創業希望者を対象とする「創業スクール」（年2回、各回4日間、1日5時間程度）において、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が習得できるカリキュラムを全て受講し、かつ千葉県信用保証協会職員又は専門家によるフォローアップにより創業支援等事業を1ヶ月以上継続的な支援を受けた者を「特定創業支援等事業」を受けた者として、市が証明書を発行する。

<各事業の共通事項について>

- ・本創業支援等事業計画の全体の進捗状況は市が把握することとし、創業支援等対象者・創業者に対するアンケート調査により、常に体制を改善していくこととする。なお、千葉県信用保証協会が実施する「創業スクール」の参加者においては、アンケート実施対象を市が証明書を発行した者に限る。
- ・特定創業支援等事業を受講し、証明書の発行を受けた創業支援等対象者に対しては、その後の創業の有無や実績報告等を確認する。
- ・創業後についても、商工会との連携やその他の関係機関との協力体制のもとフォローアップを行い、適切な支援を行っていくとともに、成功事例については、市のホームページへの掲載、パンフレットの配布を行うなど、広くPRする。
- ・公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業支援等対象者に対しては、創業支援サービスを行わない。各創業支援等機関にもこの方針を徹底する。

(2) 実施方法

- ・鎌ケ谷市商工振興課に担当職員2名を配置して、商工会との連携によりワンストップ窓口を運営し、金融機関、千葉県信用保証協会、日本政策金融公庫船橋支店、千葉県産業振興センターとの連携・協力のもと、無料で相談を受け付ける。また、各機関の窓口パンフレット等を配架し、幅広く創業支援等対象者の目に届くようにする。加えて、市の広報誌等においても、相談窓口設置を広くPRしていくこととする。
- ・関係機関が支援を行った創業支援等対象者情報等に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、市が一元管理を行い、名簿や集計表の作成を行い、必要に応じて関係機関と情報共有を図る。
- ・関係機関の連携・協力体制を密にするため、各機関担当者との連絡会議を適宜開催し、各機関の活動状況、改善点について情報共有を行う。

計画期間

平成28年4月1日～平成36年3月31日  
変更箇所については平成31年4月1日～平成36年3月31日

**別表 1-2 (創業セミナー：基礎コース) 【既存】**  
**(創業セミナー：実践コース) 【既存・特定創業支援等事業】**  
**(創業セミナー：テーマ特化コース) 【既存】**

市町村が実施する創業支援等事業 (鎌ヶ谷市)

創業支援等事業の目標
<p>(目標値の根拠)</p> <p>「創業セミナー：基礎コース」「創業セミナー：実践コース」「創業セミナー：テーマ特化コース」は、平成28年度からの継続事業として実施する。平成29年度に実施した創業セミナーの参加者数の実績15件を参考にし、協力機関との連携強化により、「基礎コース」、「実践コース」及び「テーマ特化コース」それぞれの目標値を3割増加の20件とする。</p> <p>市の中小企業資金融資制度の創業支援資金を活用した創業者の年間実績は、例年1件程度であるが、各種創業支援等事業による多面的できめ細やかな支援により創業実現件数の増加を図ることで、実践編参加者の3割(6件)の創業実現を目指す。</p> <p>(目標値)</p> <p>・創業支援等対象者数 20件      ・創業者数 6件</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 内容</p> <p>&lt;創業セミナー：基礎コース&gt; 【既存】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年1～2回、専門家による講義を実施する。</li> <li>・テーマは、起業に向けた心構えや必要なノウハウを学ぶ内容を基本とする。</li> <li>・本セミナーを通じて、特定創業支援等事業である実践コースへの参加につなげていく。</li> </ul> <p>&lt;創業セミナー：実践コース&gt; 【既存・特定創業支援等事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回、1ヶ月以上継続して専門家による全5コマ程度の講義を実施する。</li> <li>・テーマは、事業計画の作成や顧客獲得方法など、起業に必要な実践知識を学び、経営・財務・人材育成・販路開拓の4つの知識が身につく内容とする。</li> <li>・全ての講義を受講した参加者は、特定創業支援等事業を受けた旨の証明書の交付を受けることができる。また、やむを得ない理由で「事業計画作成」の講義を欠席する場合、市が指定する創業事業計画書を提出することで、全ての講義を受講したものとみなす。</li> <li>・別途個別相談会を開催し、希望者に対して中小企業診断士等が専門的知見に基づきアドバイスを行い、着実な創業につなげる。</li> <li>・受講終了後も、商工会との連携やそのほかの関係機関との連携・協力のもとフォローアップを行いながら、創業準備から創業後まで支援を行う。</li> </ul> <p>&lt;特定創業支援等事業について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実践コースについて、全ての講義(4回以上)を1ヶ月以上にわたり受講し、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識を身につけた者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。</li> </ul> <p>「実践コース」(案)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マーケティング計画の作り方【中小企業診断士等の専門家】&lt;経営&gt;</li> <li>・資金調達と収支計画【中小企業診断士等の専門家】&lt;財務&gt;</li> <li>・事業計画書の作成・助言【中小企業診断士等の専門家】</li> <li>・コミュニケーション(人間関係)とリーダーシップ【中小企業診断士等の専門家】  <span style="display: block; text-align: right;">&lt;人材育成&gt;</span></li> <li>・効果的な顧客獲得の手法【中小企業診断士等の専門家】&lt;販路開拓&gt;</li> </ul> <p>&lt;創業セミナー：テーマ特化コース&gt; 【既存】</p>

- ・年1回、専門家による講義を実施する。
- ・テーマは、受講生の関心の高いテーマまたは時節柄にあったテーマで実施する。
- ・本セミナー及び個別相談会を通じて、創業後の課題となる集客や売上アップなどについての支援を行う。

#### (2) 実施方法

- ・セミナーの運営は、専門的なノウハウを有する民間事業者に業務委託する。
- ・セミナーの講師は、経営・財務・人材育成・販路開拓の4つの知識について専門的知見を有する中小企業診断士等の専門家とする。
- ・セミナーの開催場所は、市内の公共施設とする。
- ・個人情報の取り扱いにあたっては、鎌ヶ谷市個人情報保護条例に基づき、適正に取り扱う。

#### 計画期間

平成28年4月1日～平成36年3月31日  
変更箇所については平成31年4月1日～平成36年3月31日

### 別表 1-3 (個別相談会) 【既存】

市町村が実施する創業支援等事業 (鎌ヶ谷市)

創業支援等事業の目標
<p>(目標値の根拠)</p> <p>市では、平成29年度実績で年間14件の創業に関する相談を受け付けてきたが、個別相談会として中小企業診断士等の専門的な知見を有する者が個別に対応することで、手厚い相談体制を整備するとともに、創業セミナーと一体的に周知することで受付件数の増加を図り、1割増加の15件を目標値とする。</p> <p>市の中小企業資金融資制度の創業支援資金を活用した創業者の年間実績は、例年1件程度であるが、各種創業支援等事業による多面的できめ細やかな支援により創業実現件数の増加を図ることで、個別相談会参加者の3割(5件)の創業実現を目指す。</p> <p>(目標値)</p> <p>・創業支援等対象者数 15件      ・創業者数 5件</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 内容</p> <p>&lt;個別相談会&gt; 【既存】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・年2回程度、専門家による個別相談会を実施する。</li><li>・どのようなテーマで創業するか、アイデアをどのようにビジネスに結び付けていくか等の創業に関する悩みや疑問を受け付ける。</li><li>・特定創業支援等事業である「創業支援セミナー：実践コース」の参加者が、個別に具体的なアドバイスを受けることができる機会とし、着実な創業につなげる。</li><li>・個別相談会終了後も、商工会との連携やそのほかの関係機関との協力体制のもとフォローアップしていくことで、創業準備から創業後まで支援を行う。</li><li>・日本政策金融公庫船橋支店の協力のもと、資金調達や創業計画書の作成などに関する悩みや疑問を受け付ける。</li></ul> <p>(2) 実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・個別相談会の運営は、専門的なノウハウを有する民間事業者に業務委託する。</li><li>・相談担当者は、創業支援経験の豊かな専門的知見を有する中小企業診断士等の専門家及び創業関連融資を取り扱う日本政策金融公庫船橋支店の職員とする。</li><li>・個別相談会の開催場所は、市内の公共施設とする。</li><li>・相談者に関しては、市が一元管理を行い、同意を得たうえで必要に応じて関係機関と情報共有を図る。</li><li>・個人情報の取り扱いにあたっては、鎌ヶ谷市個人情報保護条例に基づき、適正に取り扱う。</li></ul>
計画期間
平成28年4月1日～平成36年3月31日 変更箇所については平成31年4月1日～平成36年3月31日

**別表 1-4 (創業促進サポート事業) 【既存】**  
市町村が実施する創業支援等事業 (鎌ヶ谷市)

創業支援等事業の目標
<p>(目標値の根拠)</p> <p>市では、平成29年度実績で年間9件の創業に関する相談を受け付けてきたが、創業に関連する市の各種施策等を効果的に結び付けるとともに一体的な情報提供などによりサポート体制を充実させることで相談受付件数の増加を図り、1割増加の10件を目標値とする。</p> <p>市の中小企業資金融資制度の創業支援資金を活用した創業者の年間実績は、例年1件程度であるが、各種創業支援等事業による多面的できめ細やかな支援により創業実現件数の増加を図ることで、相談者の3割(3件)の創業実現を目指す。</p> <p>(目標値)</p> <p>・創業支援等対象者数 10件      ・創業者数 3件</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 内容</p> <p>&lt;創業促進サポート事業&gt; 【既存】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・創業に関連する市の各種施策(中小企業資金融資制度の創業支援資金及び利子補給、空き店舗活用補助金、コミュニティビジネス事業・ベンチャービジネス事業補助金)及び無料職業紹介事業を、創業促進サポート事業として位置づけ、効果的に結び付けるとともに一体的に情報提供を行うことで、市内で新たに事業を開始する個人や、開始して間もない事業者に対し、事業をスタートしやすく、継続させていくことができる環境を整備する。</li> </ul> <p>※各種施策等の詳細</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業資金融資制度の創業支援資金及び利子補給は、千葉県信用保証協会と金融機関の協力を得て行う低利な融資制度で、新たな事業の開始に係る運転資金及び設備資金を融資対象とし、本融資制度を利用した場合、市が利子補給を行うもの。</li> <li>・空き店舗活用補助金は、商店街の空き店舗を活用し、集客に役立つ施設及び店舗の開店など賑わいの創出に寄与する出店について、その店舗の改装に要する経費等の一部を補助するもの。補助の内容(予定)は、予算の範囲内における交付を前提としながら、補助上限額:100万円、補助率:1/2とし、採択予定件数を5件とする。</li> <li>・コミュニティビジネス事業・ベンチャービジネス事業補助金(個人向け)は、コミュニティビジネス事業(子育て、福祉、環境などの地域課題を従来になかった新たな仕組み・手法によりビジネスとして解決する事業)と、ベンチャービジネス事業(市の商工業の発展に寄与する地域資源を活用した新商品や独創的な新製品・新技術などを開発・提供する事業)を新たに市内で開始する者に対して、その経費の一部を補助するもの。補助の内容(予定)は、予算の範囲内における交付を前提としながら、補助上限額:50万円、補助率:1/2とし、採択予定件数を3件とする。</li> <li>・無料職業紹介事業は、市役所内に無料職業紹介所(わーくプラザ鎌ヶ谷)を開設し、常駐する専門の相談員が、職業紹介や職業相談を受け付けるとともに、求人希望する事業所の支援として、求人票の掲示や求人相談を行うもの。</li> </ul> <p>(2) 実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・創業前後における融資等の相談に、商工会との連携や金融機関、千葉県信用保証協会、千葉県産業振興センターとの協力体制のもと、支援体制を確立して創業希望者や創業者へフォローアップしていく。</li> <li>・市において、ホームページやチラシ等を活用して広くPRし、広報活動を継続していく。</li> <li>・創業前後の人材確保のため、無料職業紹介所(わーくプラザ鎌ヶ谷)の専門相談員により、必要とする人材の情報の把握を行うとともに、マッチングする人材の紹介を行って</li> </ul>



いく。

計画期間

平成28年4月1日～平成36年3月31日  
変更箇所については平成31年4月1日～平成36年3月31日

## 別表2 (創業スクール)【既存 特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 千葉県信用保証協会 (2) 住所 〒260-8501 千葉市中央区中央4-17-8 (3) 代表者の氏名 会長 床並 道昭 (4) 連絡先 電話：043-311-5001 FAX：043-221-8424 (担当者：創業サポートチーム)
創業支援等事業の目標
①支援対象者数 30名×年2回 ・定員60名に対し、100%の出席を目指す。 ②平成29年度創業支援事業(創業スクール)を通じて、4名の創業支援実績がある。 今後は、市町村・商工団体との連携強化により、1名増加となる5名を目標とする。 <千葉県信用保証協会の目標> ・支援対象者数60名 創業者数5名 <鎌ケ谷市の目標> ・平成29年度に千葉県信用保証協会で行った案件のうち、0.7%が鎌ケ谷市での創業につながった。よって全体の目標である支援対象者数60名の0.7%となる1名を支援対象者とし、1名の創業を目指す。
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 内容 創業希望者を対象する「創業スクール」を千葉県内の広域で年2回程度(各回4日間、1日5時間程度)開催し、受講終了後も協会職員又は専門家がフォローアップすることとする。 <特定創業支援等事業について> 経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身につく、4日間の講座を全て受講した者で、かつ協会職員又は専門家によるフォローアップにより創業支援事業を1ヶ月以上継続的な支援を受けた者を「特定創業支援等事業」として認定する。  (2) 実施方法 ・4日間の講座(無料/定員30名)を年2回程度開催する。 ・複数の中小企業診断士を講師に据え、幅広い知識の習得を図る。 ・創業スクールプログラム(例) 1日目 ・ビジネスプラン ・ビジネスモデル 2日目 ・売上計画 ・販売促進 3日目 ・創業資金 ・財務 ・人材育成 ・個別相談 4日目 ・経営者講演

・ビジネスプラン発表

- ・無料で協会職員又は専門家によるフォローアップを行う。
- ・特定創業支援等事業の支援状況は「支援者対象者名簿」に記録し、市と創業支援等事業者で共同管理を行う。
- ・名簿には、氏名、住所、連絡先、受講内容、支援日等の内容を記載する。
- ・名簿は、以下の場合に、更新事由を把握した側から相手方にメールで送付する。
  - ①新たに支援対象者が生じたとき
  - ②支援対象者に異動があったとき
  - ③どちらか一方からの求めがあったとき
- ・個人情報の取り扱いにあたっては、鎌ケ谷市個人情報保護条例に基づき、適正に取り扱う。
- ・本講座の開催にあたり、県内各所にチラシの配布を行うとともに、千葉県信用保証協会ホームページ内に案内を掲載し、周知する。また、市や関連する団体の広報媒体により、周知を図る。
- ・特定創業支援等事業の支援を受けた事業者として証明書を発行した事業者については、アンケート調査やサンプル方式のヒアリング調査を実施し、状況の把握に努める。

計画期間

平成28年4月1日～平成36年3月31日  
変更箇所については平成31年4月1日～平成36年3月31日